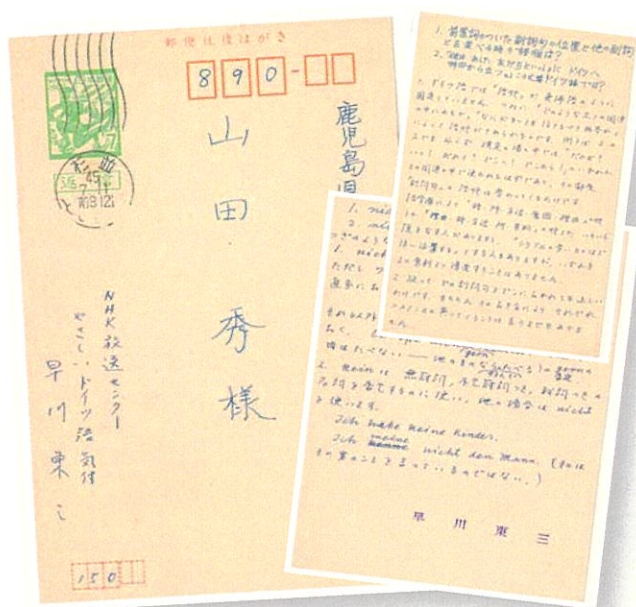


# 「自然法と私—我が半生を反省する—」

大学院人文社会科学研究所 教授

山田 秀



熊本大学大学院社会文化科学教育部

FD 委員会編

熊本大学大学院社会文化科学教育部長  
隈元貞広

「知の技法の伝承」の企画は、大学院人文社会科学部所属の先生方に講演をお願いし、それを他の教員が聴講することで教員同士の相互理解を図り、またそれぞれの教育・研究の活性化を図るとするのがその主旨です。もちろん学生も多く聴講し、自分の専門を深める機会ともなっています。この企画は、本教育部のFD活動の一環として実施されており、今回で16回目になります。

今年度は、大学院人文社会科学部教授で法哲学専攻の山田秀(ひでし)先生に、「自然法と私—我が半生を反省する—」というシャレの効いたタイトルでご講演いただきました(令和2年10月27日、文・法学部本館2階A1教室にて開催)。

山田先生は、九州大学法学部卒業後、同大学院で、トミスト(=トマス主義者)として著名な水波朗教授のもと、法哲学を専攻し、ミュンスター大学留学の後、学位論文『ヨハネス・メスナーの自然法論』で、九州大学より法学博士の学位を取得されました。その後、南山大学に就職され、またヴィーン大学カトリック神学部からの招聘を受け、当学部にて授業を担当された経歴もお持ちです。そして、ご尊父亡き後、ご郷里鹿児島に近い本学に赴任されました。本学在職中に、『ヨハネス・メスナーの自然法思想』(2014年)と、『人間と社会—自然法研究—』(2019年)を刊行しておられます。

今回のご講演は、お話が盛り上がるあまり、予定の前半部分のみを皆様に披露する形になりましたが、その分、先生の(反省対象の)半生を大変興味深く拝聴させていただきました。「自然法と私」という演題でありましたから、てっきり「自然法」が前面に登場するかと思っておりましたが、ある意味で「肩透かし」、しかしながら、他の意味では、「自分を飾るな、日常のありのままの素で話せ」というお告げに従われたとのことで、先生のお人柄がいわば素の姿で窺われたように思います。先生の学問研究の根幹の一端

を肌で感じることができる大変貴重な機会となりました。リード歌手としての道を断念、教養部での留年、大学院での指導教員からの叱責など、多くの挫折・失敗や不思議な何気ない縁が、かえってプラス要因として先生の一生に大きくかかわっているというお話はとても示唆的でした。奥様との出会いも感動的だったのではないのでしょうか。皆様はどうでしたか？

ご講演の後半でお話することになっていた「自然法」につきましては、本冊子に収録されたご講演原稿の後半部分で展開されていますので、そちらを是非お読みいただければと思います。

最後に、ご講演をお引き受けいただきました山田先生に、この場を借りて、改めて、御礼申し上げます。

熊本大学大学院社会文化科学教育部 第16回 FD研究会  
令和2年度「知の技法の伝承」研究会

自然法と私—我が半生を反省する—

大学院人文社会科学部 山田 秀(やまだ・ひでし)

概要

我が国では珍しい一人の伝統的(≒トマス主義)自然法論者がこの世に生を享け、どのような経験を通して研究者の道を進むようになったのか、大学教員としてどのような仕事・課題に従事して来たかを「人生を振り返ってみると」と題した第一部でごく簡単に振り返ります。そして「自然法と共に自然法に従い」と題された第二部においては、名称はどうであれ、各人の存在の奥所にきちんと書き込まれており時々刻々働いて已まない自然法を巡る私なりの精一杯の考察が試みられる予定です。「自分を飾るな、日常のありのままの素で話せ」のお告げを受けて！

はじめに

第一部 人生を振り返ってみると

1. 誕生から大学受験まで
2. 学生時代
3. 大学院生時代
4. 大学教員時代

第二部 自然法と共に自然法に従い

1. 教員紹介コーナーから
2. 【ラウンドテーブル】日本における現代自然法論から
3. トミストによる一連のテーゼ読解の試み
4. 近著『人間と社会』の解題

おわりに

## はじめに

皆様、こんにちは。ご来室有り難うございます。Web サイトでご参加の皆様に対してましても、お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、私如きにシリーズ「知の技法の伝承」での話題提供という機会が与えられました。本来ならばそれに最も相応しい方が登壇すべきところ、私にいわば「温情お鉢」が回ってきた訳です。

社会文化科学教育部長の隈元貞広先生並びにFD委員長の鹿嶋洋先生には最初から日程調整を含む様々な場面で大変お世話になりました。法花津晃様にも御高配を賜りました。この場を借りましてお三方に心からお礼を申し上げます。

さて演題をどうしたものかと考えていたところ、「無から有は生じない」という格言が「有るがままを曝け出せ、それ以外に道は無かろう」と助言してくれました。そこで肩肘張らず「一自然法論者の足跡」にしようと考えました。その後多少のバリエーションを模索してみて、「自分らしい論題にもう少し近づける努力をしよう」と考え直しますが、周囲の人達から「ダジャレの山田」などと認識されています。これを活かさない手はない。こうして最終演題は「自然法と私——我が半生を反省する——」と致しました。

10月14日(水)朝のこと。玉名市横島町自宅から集団登校をする小学1年生の息子秀翔を見送って、その後暫く家の仕事をして年中組の娘実和を横島幼稚園に送り届けて、熊本大学に向かう走行中のことでした。私の場合、偶にそういうことが起こるので仰天まではしませんが、それなりに驚くべきことではあると思います。上手く言えませんが、何らかの仕方でお話した方針を裁可するぞ、というメッセージが届けられたと感じたのです。「自分を飾るな、日常のありのままの素で話せ」というメッセージでした。

そういうことで、肩肘張らずごく普通に、まずは第一部におきまして私個人の成長の記録を時系列に従って辿ってみたいと存じます。

## 第一部 人生を振り返ってみると

### 1. 誕生から大学受験まで

(1) 昭和30年(1955年)8月20日に鹿児島市原良町の自宅で、秀光とエミの第四子として生まれました(郁子、鈴子、秀一の姉兄あり)。花火大会の当日で、夜だったそうで、「前のおぼちゃん」が、原良の日枝神社のある大きな通りを駆け抜けながら「赤ちゃんが生まれた、赤ちゃんが生まれた」と走って山田の家族に連絡を図って下さったといひます。小さい頃から「ひでしちゃんは花火を見るために生まれて来たんだよ」とよく聞かされて、長いことそのように信じておりました。末っ子で甘えん坊できかん坊の僕は、屢々怪我もしており、平和クリーニングの小父さんからは「赤チンキの男」と渾名を付けられていた程です。

我が家には父の仕事仲間がよく立ち寄って酒宴が開かれていたようです。襖の隙間から客人たちがそれはそれは美味しそうに飲んでいるものいたいそう撞れて、夜も更けて両親が客人を玄関から門まで送り出しているそのちょっとした隙に、僕は襖を開けて飲みかけの液体を喉に流し込みました。両親が戻って来てみると何と末っ子が泡を吹いて倒れているではありませんか。直ぐさま救急車。こんなことが3回ありました。記憶にうっすらと2回残っています。その罰当たりでしょう、今では歴としたアルコール・アレルギー体質です。

もう一つ失敗談、それも大変な失敗談をお話ししましょう。原良の家は、棟上げの直前に台風が2回襲来されたそうで、柱が傾斜したままで完成してしまいました。それで隙間風が年がら年中「我が物顔」のところがあります。我が家で二酸化炭素中毒による窒息死をすることは先ずないという意味ではプラスでしょう。冗談はさて置き、南国薩摩とはいえ保温性が低い我が家の事情からさすがに冬の寒さは応えます。ある日火鉢の縁に腰かけて暖を取っていたところ、何と火の粉が綿入れに引火して幼児の僕は燃え始めたのです。しかし父の訓えが恐ろしく厳しく、薩摩武士の末裔がちょっとやそっとのことで弱音を吐いてはならない、と兼ねてから教えられて育ておりましたので、教え通り我慢し続けたのです。

お尻付近で燃え始めた火は上へ上へと昇ります。後ろ髪にも燃え移りました。自分では分かっていますが、この時にもう我慢の限界を超えたので、縁側に走って行って、庭で洗濯物を干していた母に向かって「か

あちゃん、かあちゃん」と叫びました。

母は燃えている息子の姿を見て直ぐに抱きかかえて風呂場に走ったそうです。運よく風呂には水が張ってあったのでそこに投げ込んで、とにかく火を消すとともに、僕の身体を冷やした。そして伊敷(当時の鹿児島市では北の端)にある火傷の病院に連れて行きました。路面電車で終点の伊敷で降りて、更に歩いた処だったように記憶しています。お尻から背中、首まで焼けて髪の毛も焼け焦げてしまいました。当日は余りにも外傷がひどくて、お尻の処置がなされないまま帰宅。翌日になって初めてお尻の火傷の処置をして頂きました。母にとってはこの事故が生涯にわたる痛恨事として深く刻み込まれていたようです。(後々になって知ったことですが、婦人会という地域の奥様方の親睦会に所属する或る奥様からは再三この件で話られることがあったそうです。それを聞くと僕は母に対して本当にご免なさいと心からお詫びをしたいです。)

(2) 幼稚園は、当時としては珍しく僕は2年保育で「ももぐみ」所属でした。今でいう年中組です。そういえば、娘の実和が年中組なのですが、明らかに当時の僕よりもずっとしっかりしています。これは父親として嬉しいですね。誇らしいですよ。年長組は4クラスくらいあったと思いますが(しろ、あか、きいろ、あお)、僕は「しろぐみ」所属でした。「ももぐみ」時代の途中からだったか、それとも「しろぐみ」に進んでからだったか、昭和幼稚園で開かれているヤマハオルガン教室に通わせて貰いました。音楽の先生が凄いいのです。何が凄いて、僕の家に来たこともないのに「山田君、練習を全然して来ていないでしょう。」と叱られます。それで恐る恐る「何でわかるのお？」と訊く訳ですよ。そしたら江夏先生は「先生は全部見てるんだから分かるんだよ」と仰る。僕は力なく「見ちよつとお、見ちよつとなあ」としょんぼり返事。強烈な経験でした。

(3) 原良小学校までは田んぼを見ながら登校しました。今、子供たちが、そしてこの僕が横島で眺める風景とどこか似ています。懐かしい記憶が甦ります。学校の門をくぐって教室へ向かいますが、どの教室が自分の教室か分かりません。教卓に受持ちの山下才次郎先生が座っておられるのを確認してから入室する毎朝でした。各学年6~7クラス。全校生徒がおよそ2000人の規模でした。

(4) 中学校は城西中学校。全校生徒が何と3000人を超すマンモス中学校(6学年上の姉の時代は1学年26か28クラスだった模様)。運動会は学年毎の分散型だったと記憶しています。当時は小運動会と大運動会があり、分散型は小運動会。大運動会は種目を絞って鴨池グラウンドで行わ

れたように思います。

僕は1年11組、2年8組、3年2組。それぞれ48名程度の学級規模。1年前半は駅伝部所属でしたが、後半から音楽の高崎先生の強い働き掛けもあり合唱部へ鞍替えしました。それから高校卒業時まで合唱部一筋。

ここで個人情報をご提供。1年の秋から冬の時期、或る晩テレビの5チャンネル(NHK 教育チャンネル)を見ていたら、偶々「TV やさしいドイツ語」の番組でして、その白黒画面にドイツ語特有の文字「エスツェット」がありました。「～ daß ……」のように表示されていたように思い出します。それが何故かとても強烈な印象を与えました。また講師の早川東三先生が親しみやすい語り口で説明しておられる。これが決定打となりました。中学2年4月からラジオドイツ語入門(入門編が平尾浩三先生、応用編が小塩節先生、ゲストとして Elmar Brandt さん、Regina Brandt さん)とTV やさしいドイツ語(早川先生と Heinz Steinberg 先生、Jürgen Sang さん、Lieselotte Müller-Dyess さん、Brigitte Rhode さんほか)を同時並行して学習開始。それと併せて安田一郎先生と Max E. Lash さんのラジオ基礎英語も聞き始めました。中学時代一所懸命取り組んだものといえばこの語学番組だけと言っていいくらいです。中学3年生からはそれにラジオ英会話(松本亨先生と Helen Mageau さん)を開始。テレビ英会話(田崎清忠先生、國広正雄先生)と時々テレビの高校講座英語 A1、A2 を見て学んだりもしました(その講座で記憶によく残っている講師の先生は赤川裕先生、小島義郎先生、田辺洋二先生の3人。ゲストに Juliet Curtis さん、Patricia Kelly さん、Kevin Dobin さんなど)。膨大な時間を捧げたことに自分でも驚きます。

\*ラジオドイツ語入門は月末添削テストが課されて、往復葉書で応募すると平尾浩三先生ご自身により添削された葉書が舞い戻ってきました。感激でした。また早川東三先生に質問の葉書をお送りしましたところ万年筆によるとても親切な直筆でのご回答を頂戴しました。幸いなことに、早川先生からの葉書は今でも手許にあります！

\*國広正雄先生は、西山千生先生と同様アポロ宇宙船月面着陸時の同時通訳者として全国的に知れ渡ったと思います。その國広先生のご著書『英語の話し方』に「只管打座」をもじった先生の造語「只管朗読」がありまして、僕はそれを丸ごと信じて愚直に実践しました。英語の教科書を何遍も何遍も音読します。レッスンの第1頁に通読した回数を刻んでいきました。正直に申し上げて、國広先生推奨の100回はとても実践出来なかったです。しかし少ない場合十数回、多い場合は30～40回くらいだったような。それは高校の英語教科書でも実践しました。



こういった基本姿勢で高校時代に突入しました。こと英語については試験前勉強とやらを一度もしたことがありません。大学入試も大学院入試も英語に限っては一切準備をしないまま受験に臨みました。

(5) 高校は鶴丸高校。原良の実家から歩いて 20 分程度の距離で一番近い高校でした。実際は自転車通学が認められていました。流石に高校生にもなるとそれぞれの領域の達人、凄いなあ、と感じる同級生がおります。数学に長けた者、国語が得意な者、その外ですね。下級生にピアノの恐ろしく上手な女子生徒がいました。現在は皆さんどうして居られることでしょうか？

当時の仲間の一に野間口慎太郎君がいて、彼は高校時代から生物の、昆虫の話をよく聞かせてくれました。九州大学理学部生物学科を経て、佐賀大学で教鞭を執っています。

屋宮朝敏君とは小西甚一先生の『国文法ちかみち』とか『古文の読解』、『古文研究法』を読み合せて楽しかったです。仲間と話が出来るのは、そして通じるのは楽しいし、励みにもなるし、一石二鳥か三鳥に相当しますね。懐かしい思い出です。

高校 2 年時のことでしたか、堀内芳彦君があるとき「君はぜんぜん面白くない。洒落を言う練習をしなさい」と強烈に勧めて来ました。初めの内は手取り足取りの個人指導。そのうち下手くそながらも自力で試みるようになりました。以後今日現在に至るまで日々精進に精進を重ねています。成果のほどは存じませんが……。それにしても堀内君のこの働きかけは有り難かったです。どちらかと言えば糞真面目に近かった者の人格改造に大貢献している(?)と思われるから！

(6) 大学受験は九州大学法学部のみでした。受験当日朝だったか、お腹を下しており、絶不調。それでも二日間の受験を済ませて帰鹿。ここにも鹿児島人ならではの「成句」が見られますよ。帰化ではなくて、帰鹿。鶴丸高校からは九大受験者が 100 名前後いましたから、団体での宿泊予約のサービスがありました。そのため旅館手配の面倒も経験することなく、受験会場も旅館から貸し切りバスで入場。今から思い返してみますと、たいへん甘やかされていたのですね。ここで笑い話を一つプレゼントします。

帰りの深夜急行列車「開聞」の寝台列車の上段ベッドでした。夜中に尿意を催しトイレを探しましたが見当たりません。朝まで我慢。何と、二両に一箇所あったとか。

## 2. 学生時代

(1) 中学校時代にドイツ語を自学自習し始めていたことをお話ししました。その当時世界最高のテノール歌手エルンスト・ヘフリガー Ernst Haefliger の独演会に接する幸運に恵まれました。僕はクラシック歌手になりたかった。城西中学校の合唱部顧問の高崎若子先生に相談したところ、言下に「不可」。僕の素質・能力では遣っていけないと宣告されました！歌手の道は断念。父の諭しもあり、無難な法学部を選択したという訳です。

ずっと後に岩城宏之指揮のヘルマン・ブライ Hermann Prey の歌唱を聴く機会がありました。流石に桁違いの美声にして大声、失礼、コンサートホール内によく響く美声。

それでも僕にとってはヘフリガーの方が数段美しく慎ましい声でした。

法学部に入学して真面目学生として授業を受けて人並みの勉強はして定期試験を受けて、順調に単位を修得していました。ところが、どういふ訳か六本松の教養部から箱崎の法学部に進学するために必要な条件の一部を満たしていないことが 2 年前期が終わる頃判明しました。不足単位については宥恕措置を用意し、学部生として教養部に出席して受講して最終的に単位を揃えればよいという方針を採用している学部もありましたが、法学部はそうした措置を採りません。見るに見かねた友人が僕を城野節子先生(仏語)の研究室へ連れて行ってくれました。そこで色々話を聞いて頂いたのですが、規則は規則。城野先生でも如何ともし難い、と。

帰省した時に父から大目玉を喰らうものと覚悟をしていたのですが、無言。逆にこたえました。

(2) 教養部近くの別府の下宿に戻って来て、更に 1 年間教養部生として過ごすことになりました。何をするか？無為に過ごすのだけは止めよう。詳論は避けませんが、そもそもの機縁は碧海純一先生の『法と言語』、『法哲学概論』(新旧両版)の自分なりの精読でしたが、この 1 年間に碧海法哲学に触発されて論理実証主義、そしてポパーの批判的合理主義を独学しました。ところがこれが大変。法学部に進んでみると法哲学、国法学を講じておられる水波朗先生は我が国でも有名なトマス主義法哲学者。トマス主義は、論理実証主義や批判的合理主義の何れの立場からも、「検証理論」であれ「反証理論」であれ、非常に強く否定的に評価されている思想的な傾向です。三島淑臣先生の法思想史も寧ろ批判的合理主義には批判的な立場でした。授業やゼミに参加していると、最初の頃は何処かごちない不思議な気持ちにさせられることが屡々ありました。

ゼミは九大法学部は当時としては恵まれており、水波先生の「比較憲制論」と三島先生の「法哲学」と両方を受講することが出来ました。それぞれ個性の強い先生で、そこに吸い寄せられる学生たちも個性あふれる面々でした。

京都府庁勤務だった父は、戦後は帰郷して鹿児島県庁に勤めました。息子の僕にも県庁職員になって欲しいと望んでおり、僕自身もその積りでおりました。それがどういう運命なのか、水波先生の下でせめて 2 年間だけでも学んでみたいと思うようになりました。この時も決め打ち。大学院進学以外の安全策を一切取らず。

### 3. 大学院生時代

(1) 基礎法学専攻で大学院に進学。同期入院生に溝田君(日本法制史)、笹田君(憲法学)、榎谷君(司法試験予備軍で刑法学)、それと山田の 4 名いました。

大学院修士課程時代は、勿論 2 年間水波ゼミと三島ゼミのすべてに出席。水波先生は大学院生のためにフランス語教室とラテン語教室を提供されており、ここでラテン語をカトリック神学部生用の教材で学びました。博士後期課程のときは古典ギリシャ語の手ほどきも受けました。ジャック・マリタンの著名な書籍であるとか、ミシェル・ヴィレイ『近代法思想の形成』などの仏語原典を読むのが水波ゼミ。ヘーゲル『法哲学』やマックス・ヴェーバー『法社会学』の独語原典を読むのが三島ゼミの一般的な形態でした。そう言えば手島孝ゼミではハンス・ケルゼンの遺著『規範の一般理論』を読みました。先生は『ケルゼニズム考』を公刊しておられました。

いよいよ修士論文を作成する時期です。12 月上旬だったか、箱崎文系キャンパスの大講義室で途中経過発表会が実施されました。大学院の友人や関係する先生が同席される中、「ヨハネス・メスナーの自然法論」という論題で報告を試みました。

報告終了後の質疑応答が始まってからが凄過ぎました。慣例で友人仲間がオーソドックスな質問をしてそれに報告者の僕が答えます。三島先生も色々配慮されつつも本質的な質問をされた筈です。そして指導教官の水波先生の発言の番。皆が青ざめるようなコメントが、というよりは、完膚なきまでの叱責が始まったのです。それ以降誰も発言無し。修論経過報告会は気まづい雰囲気でした。

こうした催しの後は決まって当時流行り始めていた近くのファミレスの走りの店に皆で出掛けて、コーヒーとケーキを頂きながら法哲学談義が続くのでした。その団欒食事会が終わって、皆は当然の如く、二次会の屋台に移動。僕は水波先生と九大北門前の西鉄バス停に向かいました。その道中、先生が「僕は罪人だから、毎週日曜日に大名町教会に行つて告解をしなくちゃいけないのだよ。」とボソッと語られた。それを聞いたその場その瞬間「この先生の下でこれからずっと研究して行こう」と決意ができました。

(2) 人生行路には予期せぬ事態が伴うものですね。当時の九大法学研究科院生の多くの者が知るところですが、実際にあった信じがたい出来事をお話します。

修論提出の締切日は1月末日でした。新年を迎えて数日たった或る日M君が僕の下宿に来て、僕に修論を書いて出すのを止めるよう要求するのです。何でかと尋ねると、同期入学の4名のうち既に3名は修論を提出しない。だから僕にも出すな、というのです。余り筋がよい話ではないけれども、それが本当なら、そして単純な性格の僕はそれを信じて、「分かった、じゃあ僕も今回出すのは止める」と返事をして、実際筆をそこで折ってしまいました。それから何日経ってだったか、宗岡嗣郎先輩が陣中見舞いに立ち寄って下さった。事情を話すと「お前、阿保やな。Mはもう半分書いとるぞ。Sも百何十枚書いとるぞ。」と最新情報を教えられて、急速修論執筆再開。必死で書いて書いて何とか滑り込みました。宗岡さんにはその後も発破をかけられています。有り難いことです。

嬉しかったことが二つ。一つは、友人数名が修士論文の清書を引き受けてくれたことです。修論審査のときに水波先生から「いい友達に恵まれているね」と言われたこと。もう一つは、期待していたものよりも遥かに水準の高い修論に仕上がっていると褒められたことです。これは本当に望外の評価でしたから、掛け値なしに嬉しかったです。

(3) 博士後期課程に進んでからはメスナー自然法論の基礎論に集中しようと考えておりました。その頃、水波先生と名古屋のカトリック南山大学のリーマー学長との間で僕をドイツに留学させるという話が出来上がっており、或る日突然「君はドイツのミュンスター大学に留学することになっています」と告げられます。驚くでしょう、皆さん？ ヴェーバー教授とリーマー学長と水波先生の三者間で、若手日本人研究者をカトリック社会倫理学研究のためにミュンスター大学に留学させて、そこで博士論文を書かせようという当事者抜きで合意が形成されていたのです！丁度その同じ時期に僕の結婚

話が進んでおり、予定がほぼ組み終わっている頃だったところ、何と先生から「分かっていたら、結婚をさせないのだったが」と！これには面喰いました。

結婚式が 1982 年 2 月 27 日。家内ひとみは直ぐ妊娠したようで、産婦人科で出産予定日が 11 月 25 日と告げられました。すると大変なことに。妻の母親が血相を変えて「あんたたち!!!」と怒りの表情で迫ってきます。これには閉口しました。後で病院に行つて事情を話したところ、医学的に計算したら間違いなく 11 月 25 日になるのだそうです。結果的に子供が生まれたのは 12 月 16 日。今度は病院側が遅すぎるから陣痛促進剤を使わないといけないと騒ぎ始めた程でした。無事に男の子が生まれて秀樹と命名。

(4) 家内の妊娠中に僕は単身ミュンスターに出発。水波先生が仰るには「君は 9 月 1 日にはドイツに居ることになっています。ドイツは契約社会です」と。こうして慣れない異国生活が始まります。聖職者志願のカトリック神学部生が共同生活を送っているミュンスター大聖堂 Dom zu Münster の真正面にあるボロメウム神学生寮 **Bischöfliches Collegium Borromäum** での生活が始まり、ここで 13 か月お世話になります。百数十名が生活共同体とでもいうような班に分かれて生活していました。僕は Nord Wohngemeinschaft に所属。親切な神学生もおれば、何だこの東洋人という侮蔑の態度の神学生もありました。責任者は **Direktor Heinrich Remfert** レンフェルト寮長さん。フライターク副寮長さん **Subdirektor od. Subchef Josef Freytag**、霊性指導者のゼーガーさん **Spiritual Seeger**、オランダ人チャブレンのヘンドリクスさん **Kaplan Hendriks**。修道女も数名居りました。いつも歌を歌っている Schw. Doris、受付にいる Schw. Bernhild、修道女の元締め Schw. Edelburgis など。そんな話よりも勉強の話をしましょう。ミュンスターは北ドイツの中にあつてカトリック色の強い言わば北限の都市なのだそうです。世界史で登場するウェストファリア条約の都市の一つで、もう一つはオスナブリュック。ドームに近いランベルティ教会 **Lamberti-Kirche** には三十年戦争時の痕跡の檻 **Täuferkörbe** が見上げられました。ヴィルヘルム・ヴェーバー先生 **Wilhelm Weber** はミュンスター大学カトリック神学部キリスト教社会科学研究所の所長 **Direktor des Instituts für Christliche Gesellschaftswissenschaften** で、ヘフナー枢機卿 **Kardinal Joseph Höffner** の一番のお気に入りでした。ヴェーバー先生の下で本場のカトリック社会倫理学を学ぶよう要請されてドイツ

留学をしたのでした。先生の講義に列席しゼミに参加させて頂き、いよいよ本格的な研究が始まろうとしていたその矢先、先生は心臓発作で亡くなられたのです(1983年10月4日)。

(5) ヴェーバー先生のピンチヒッターとして1学期間代講なされたシュナイダー先生 Prof. Dr. Lothar Schneider の講義には参列したものの、最強のトライアングルで構想されていた計画が白紙還元。結局1984年3月に僕は帰国して水波先生の下で研究を進めることになります。課題は学位論文レベルの研究成果を出すことでした。

九州大学大学院法学研究科では博士後期課程修了時に「中間論文」提出という慣例があり、僕の場合は200字×600枚書き上げました。そして「比較憲制論」助手に採用されて最初の1年が経過しないうちに学位請求論文「ヨハネス・メスナーの自然法論」(目次、本文、脚注すべて合計して200字×1000枚)を書き上げ提出しました。これには水波先生が殊の外お喜びでした。弟子として僕も心の底から喜びました。法学博士(甲7号)の学位を授与されたのは昭和61年(1986年)3月、30歳のときでした。

この学位取得を土産に南山大学から招聘を受けました。

#### 4. 大学教員時代

(1) 昭和61年(1986年)4月に南山大学に社会倫理研究所第一種研究員として着任した当時、大多数の方々が僕をカトリック信者と信じており、マルクス教授もその一人でした。その教授から或る日呼び出されます。「貴方はカトリック信者ではないそうですね。信者でない貴方にキリスト教思想の授業をさせる訳にはいきません」との言い渡し。周りの人たちは複雑な表情を見せていました。当の本人はそこまで深刻に受け止めてはいません。それは自分に与えられた道である、と心の何処かで既に覚悟していたことでした。

それよりも大変なのは、研究所が背負い込んだ課題「著作権意識に関する総合的研究」でした。私学振興財団から助成金を頂戴して実施する研究です。研究所スタッフに著作権に詳しい者はいませんし、法学部に助っ人がいる訳でもありません。当時の阿南研究所長が名板貸し的に振舞われて実働部隊が課題を遂行するという形態が常態化していたと言えはやや言い過ぎになるでしょうか。兎に角も交付された助成金に見合うだけの研究実績を挙げなければなりません。最初の報告書作成では相当頑張

りました。しかし学術的に満足のいく程度のものとはまでは自信をもち得ません。

『南山社会倫理研究所論集 第4号』(昭和63年(1988年)9月)は、著作権に関する官民学を動員するという意味で画期的なくシンポジウム>になっていたのではないかと思います。小泉博日本芸能実演家団体協議会専務理事[クイズグランプリで一世を風靡]、佐野文一郎国立劇場理事長、亀井寿三郎日本ビデオ協会専務理事を迎えてのシンポジウムの報告書(1・113頁)。後半部は<個人の録音機や録画機の利用状況と著作権意識に関するアンケート調査>の調査分析報告書(115・225頁)となっています。

そこで直ちに本腰を入れて研究に取り組み直して、朝早くから調査研究の業務に取り掛かり、夕食後も研究所に残って業務に従事しました。その時に同僚の家本博一先生は固より偶々同じ研究棟の6階に研究室があった蒔苗伸夫先生の全面的な個人的友情の援助を受けて、平成元年(1989年)3月に『著作権問題の研究と調査—著作権法の歴史と現代的課題に関する研究と複製機器の利用状況と著作権意識に関するアンケート調査—』(140頁)と『著作権問題の研究と調査—複製機器の利用状況と著作権意識に関するアンケート調査—<資料編>』(373頁)を公刊しました。自分が関わった業務ですが、相当の力作ではないかと現在でも思っております。

(2) 南山大学では着実に研究を進めていくことだけを心掛けました。自宅を購入して名古屋市から四日市市へと引っ越したのですが、不思議なこと、その後間もなく海外留学の機会が与えられます。メスナー先生所縁のヴィーン大学カトリック神学部倫理学及び社会科学研究所所長のヴァイラー先生 Prof. Dr. Dr. Rudolf Weiler から招聘されて、平成6年(1994年)9月から平成7年7月まで同大学カトリック神学部客員教授として研究と教鞭の貴重な経験に恵まれました。そして1995年9月からはベルギーのルーヴェンカトリック大学から半年間の客員教授招聘を頂戴しておりましたが、家内ひとみの体調が余り芳しくなかったのです。丁度その時ヴォルフガング・シュミッツ先生 Minister Dr. Wolfgang Schmitz(オーストリア共和国元大蔵大臣、国立銀行総裁でメスナー門下生)から電話がありまして、「奥様にはお変わりありませんか?」と恒例の挨拶が耳に入ってきたとき透かさず「いいえ、実は余り体調がいいとは言えないのです……」と事情をお話したところ、シュミッツ先生が暫く待っていなさい、と仰いました。程無く電話があり、知り合いの医者に話がついたとのこと。こうして先生のご仲介で医学部のホームマン先生 Prof. Dr. Homann に病状を診て頂いたところ、生死に直結する

ほど切迫した状況にある、医者としては即入院を勧めるが、言語の問題を考えると、今日中に帰国する便を利用するか、二者択一であるとの話でした。利用したことのある旅行会社に事の重大性・緊急性を話して、その日のうちの帰国便に家族 3 人搭乗。翌日には日本に、更に福岡へ移動しました。入院先は産業医科大学病院。腎臓機能が帰国時に 2~3 パーセントと告げられておりました。九死に一生を得ました。福岡宗像には家内の実家があり大変お世話になりました。僕と秀樹は一旦ヴィーンに戻り家財道具一切の整理。とは言え、この身はベルギーへ。実は受け入れ先のフェアスタラーテン先生 Prof. Dr. Johan Verstraeten が夏季長期休暇ということで一切連絡が取れない状況でした。休暇明けを待って、事情をご説明して客員教授招聘を謝絶して帰国しました。

(3) 入院先の北九州から四日市の自宅に家内が戻るまで 2 か月ばかりを要しましたが、それでも生命を取り留めることが出来て本当によかったです。名古屋市八事日赤病院にお世話になることになります。規則正しい生活を慎ましく送っていた家内ではありましたが、体力・抵抗力は徐々に衰えていき、癌も発症したりで、大変ではありました。

そうこうするうちに僕の父が亡くなり鹿児島に母が遺されるという事態になりまして、この頃から機会が巡ってくるならば、郷里に少しでも近いところに移籍できないものかと願うようになりました。丁度その折、熊本大学法学部で法哲学の後任人事の公募があるという情報を耳にしました。公募がなされると早速必要書類を準備して応募書類一式を郵送しました。

面接のときに或る委員から、本気で応募してきたのかという予想外の質問を投げられたときは(確かに、名古屋の私学から九州の国立大学へ移籍するとなると、給与面ではずいぶん不利になることは明らかであったとは言え、それにしても)一瞬面喰いました。が、正直に我が家の事情をお話しました。

(4) 平成 20 年(2008 年)4 月に熊本大学法学部に着任。13 年間ご奉公することになります。南山大学時代の 22 年間は「法哲学」を担当することはありませんでした。熊大では思う存分自分流の法哲学を講義できます。「法哲学」演習も担当します。とてもワクワクしておりました。実際できるだけ準備に余念がないよう努めました。

熊本大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程で僕の下で「法哲学」を研究したいという受験者がおりました。2 名合格しまして、1 名は残念ながら途中で退学。幸いもう 1 名はしっかりと研究成果を纏めてくれて、



博士(法学)を授与することが出来ました。平手賢治氏です。

時系列的には前後いたしますが、僕の人生にとって重大な事件が発生しました。それは 2012 年(平成 24 年)4 月 30 日に 30 年間連れ添った家内が亡くなったのです。55 歳でした。熊本の日赤病院では処置できない病状であったそうで広島 of 病院を紹介されました。手厚い処置を受けており一安心して長嶺西自宅に戻ったところ病院から緊急連絡が入り、夜遅かったため自家用車で広島に出発したのですが、途中で「お亡くなりになりました」との連絡を受けました。ショックでした。余りにもショックが大き過ぎました。告別式については長年来の友人深町公信先生が手配して下さい助かりました。

(5) 捨てる神あれば拾う神あり。今回はこの諺に肖ったと申しましょうか、人生で最も重要な幸福な出来事が、どれほど感謝しても感謝きれない程の出来事が訪れたのです。それは、熊本大学法学部の教え子である或る女性が憔悴しきった先生である僕を心底憐れんで身の回りの世話をして下さいようになったのです。僕にはその女性よりも年長の一人息子が、しかも大学受験生でもある高齢の息子がおります。そうした家庭事情があるにも拘らず、信じ難いことですが身の回りの世話を下さったのです。物凄いいことではないでしょうか。普通ならば謝絶するところでしょうか、僕は本当に無能でして辛うじて学問研究だけに専念してきたというだけです。それで金井実香さんのご厚意に甘えることに決めました。そして何と実香さんはずいぶん僕に嫁いでくれたのです！

**文法教室棟 B1 での奇蹟** 僕の担当する 2 年生後期科目「法の理論」の教室に入室して授業を開始したときの不思議です。受講学生は 140~150 名程度だったでしょうか。その中で 1 箇所だけ、教壇から見て右側後部ブロックの 1 箇所だけがスポットライトを浴びたように何故か明るく照らし出されていると形容すればよいでしょうか、不思議な光景でした。そのスポットライトを浴びていた学生が金井実香さん。3、4 年次で演習 I(法哲学)、演習 II(法哲学)を選択してくることになる女子学生でした。この不思議体験は後々までずっと口外せずにおりました。

或る日、金井家にご挨拶に上がりました。実香さんのお父さんが娘に向かい問いかけます。「先生とは年が離れとるから、自然の摂理に従えば、実香は若くして未亡人になるのだよ」と。それに対して、「その覚悟はありま

す」と直ちに返事をしてくれました。すると、「よし、分かった。お父さんは実香の結婚に賛成だ」と言って下さったのです。許しが与えられました。勿論その場で直ぐお礼を申し上げました。同時に深い感謝を内心で捧げました。

お蔭様で実香との間には一男一女を儲けまして(2013年6月19日、2015年5月22日)、秀翔と実和と命名しました。両親から一文字ずつ分け与えた格好です。子供の話になると切りがありませんので、ここでも慎みたく存じます。

---

これにて第一部のお話を結ぶことと致します。

## 第二部 自然法と共に自然法に従い

### 1. 教員紹介コーナーから

第一部でお話したことを或る意味において掻い摘んだような記事が法学部のホームページの教員紹介コーナーに掲載されております。その記事を一部補正して再録しましょう。

専攻：法哲学、自然法論

研究テーマ：（長期）自然法論の総合的研究

（中期）メスナー自然法論の研究

（短期）ウッツ社会倫理学体系の研究と翻訳（『政治倫理学』）

略歴：

昭和30年（1955年）8月 鹿児島市にて出生

昭和60年（1985年）3月 九州大学大学院法学研究科博士後期課程  
単位修得退学

昭和60年（1985年）4月 九州大学法学部助手（比較憲制論）

昭和61年（1986年）3月 法学博士（甲7号）

昭和61年（1986年）4月 南山大学法学部講師、  
社会倫理研究所第一種研究所員（平成20  
年3月まで）

平成3年（1991年）4月 南山大学法学部助教授

平成6年（1994年）9月 ヴィーン大学カトリック神学部客員教  
授（平成7年7月まで）

平成12年（2000年）4月 南山大学法学部教授（平成20年3月ま  
で）

平成20年（2008年）4月 熊本大学法学部教授（令和3年（2021  
年）3月まで）

自己紹介：

エルンスト・ヘフリガー Ernst Haefliger（1919年スイス、ダヴォス生れの  
リック・テノール歌手）の実演に中学時代に接して以来ヘフリガーのファン  
です。プログラムは「美しき水車屋の娘」。ドイツ語はその頃からの独学で  
す。趣味はドイツ歌曲を中心とした西洋音楽。私の専攻は法哲学。それ  
は、少し硬く表現すれば、法及びそれに密接に関連する諸現象とりわけ国  
家をその考察の中心に据えつつ、それらにまつわる諸問題を可能な限り

根源的に解明しようとする人間的な努力。そのときに頼りになるものはあるでしょうか。それがあつたのです。自然法です。これは、名称はどうであれ、各人の存在の奥所にきちんと書き込まれている。だから頼りになると思います。人間の存在法則でもあり当為法則でもあるこの意味での自然法は、人間である限りの人間の諸問題を考察しようとする限り、誰もがそこから出発しそこへと帰還しなくてはならない根源であると思います。

自然法、人間本性の深い内面から沸き起こってくる「はたらき」、これは幸福への願ひ、人間としての充実した生活を自他共に実現していきたいという悲願として現われて来ると思うのです。その観点から、人間の諸事象に関わるどんな問題に対しても関心を払いたいと思います。尊敬する人物は郷土薩摩の大英雄西郷隆盛と王陽明。弱い私の精神的支えとしてお世話になっています。そして学問的には、伝統的自然法論の第一人者といわれるヨハネス・メスナーという法哲学者・社会倫理学者に多くを学び続けています。

叙 勲 受 賞:

1998年7月 Das österreichische Ehrenkreuz für Wissenschaft und Kunst(オーストリア学術芸術功労十字賞)。[同年12月11日駐日奥大使館にて授与式]

2007年9月 DIE „JOHANNES MESSNER MEDAILLE“ (ヨハネス・メスナー賞)。[9月22日ヴィーン郊外メードリング、サンクト・ガブリエルにてキリスト教中等学校職業訓練学校教職員組合より授与される。]

## 2. 【ラウンドテーブル】日本における現代自然法論から

(1) 経済社会学会第56回大会全国大会が2020年10月10日(土)と11日(日)の2日間Webサイト上で開催されました。大会テーマは「成長・連帯・持続可能性——「豊かさ」の再考から」でしたが、平手賢治先生のご提案・主導の下で【ラウンドテーブル】日本における現代自然法論が大会プログラムの2日目に採択されました。しかも二枠を割り当てて頂くという厚遇に恵まれました。登壇者3名は以下の通り。

第1報告 井川昭弘(八戸学院大学)「現代自然法論における「自然」をめぐって」

第2報告 平手賢治(岐阜協立大学)「山田秀の自然法論 — 山田

秀著『人間と社会 —自然法研究—』（成文堂、2019年）を読む」

第3報告 山田秀(熊本大学)「トミスト、一連のテーゼを読解する」

(2)日本における現代自然法論の担い手を歴史系譜的に大視すると、①[東大系]田中耕太郎→阿南成一、②[九大系]大澤章→水波朗→高橋広次&山田秀→平手賢治&井川昭弘、③[上智大系]ホセ・ヨンバルト→葛生栄二郎、河見誠&秋葉悦子、④[神戸大系]五百旗頭真治郎→野尻武敏→松山昌司、桜井健吾、島本美智男&永合位行という四系譜が見られましょう。その中で②の系譜に照準を当て、自然法論の学問上の特徴(敢えて言うならば優位点)、思想内容の特徴、現在および将来に取り組みられるべき諸課題について忌憚のない相互討論を交わすことを通じて、学界ひいては人間社会における共同善創出に僅かなりとも貢献したいと願って本ラウンドテーブルが企画されました。井川第一報告、平手第二報告に続き、「日本における現代自然法論」の一例として山田自身の自然法論を自ら披露したいとの基本方針の下、第三報告を試みました。パンフレットには次の如くあります。

その際、山田報告では現在私が自然法(論)を語る場合に極めて重要であると考えている諸点につき幾つかのテーゼ(もちろん自然法論者だけの専有物ではない!)を掲げそれに即して要旨を紹介しようと思う。そうすることによって会員諸氏がより容易に接近して頂けると期待できようからである。しかも目的はただ一つ。山田自然法論を出しにして貰って、自然法そのものへ参加者、読者の精神の目が釘付けになることである。

### 3. トミストによる一連のテーゼ読解の試み

(1)通常ですと、自然法の存在と認識の説明、或いは従来の学説又は競合する現在の異説との比較がなされることと推測されます。しかしここでは諸テーゼの提示とその解読の試みをご覧に入れます。オーソドックスな叙述にご関心の在る向きは是非とも拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』をご精読頂きますと幸いです。

拙著の構成は、「まえがき、序章 ヨハネス・メスナーの生涯と著作、第一章 メスナー自然法思想の思想的境位、第二章 メスナー自然法思想の方法問題 — 倫理学の課題と方法 —、第三章 倫理的事実の析出、第四章 倫理的真理と倫理学の認識論、終章 伝統的

自然法論の精華 — メスナー晩年の著作から — 、あとがき — 謝辞に代えて」となっております。

本書に関しては、実に有り難いことに、河見誠教授(法哲学)と米倉正実弁護士による内在的理解を踏まえた本質を衝く書評論文が公刊されており、私も精一杯受けて立ちました。優れた書誌情報提供という意味で掲載します。

河見誠「書評・山田秀著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』」(竹下賢・長谷川晃・酒匂一郎・河見誠編集『法の理論 35』成文堂、2017年)

山田秀「メスナー自然法思想の理解のために——河見誠教授の書評への応答——」(同上『法の理論 35』成文堂、2017年)

米倉正実「山田秀著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』」(成文堂、2014年) (南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』第32号、2017年)

山田秀「弁護士米倉正実氏へのお礼状」(同上『社会と倫理』第32号、2017年)

メスナー先生ご自身の言葉を幾つか——後継者 Weiler 先生との対話からと著作から——紹介します。

\* 私の法現実主義は、解放の神学が展開してきたような教会内でのユートピアを語る諸傾向に対抗しています。これら構成された未来の理想というものは、それ自体として本質において誤っており、今日の経済における私たちの課題から目を逸らすものでしかありません！私たちの今日の課題は現在に置かれています。従って、教会においては法現実主義が求められるのです。…自然法はなるべく経験に即して、詰り現実の分析を通して経験から出発することによって解明されなければならないのです。(R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S.92.)

\* 経験は、他のあらゆる生活において重要であるのと丁度同じように、倫理学においても重要なのです。…人間は何よりも先ず家族的な存在です。家族の中で人間はその最初の認識を形成します。そしてそれを後に使用し、国民としても使用するのです。

直接的に明白な原理こそが真理であって、それは先ず獲得される必要があります。詰り経験から学び取られる必要があるのです。そうでなければならないのは、人間が充足した現存在を見出そうとするからに

外なりません。自己実現への関心こそ人間を規定します。だから人間の知るところとなるのです。自己実現はあらゆる生物に当てはまることです。(R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S.94.)

\* 私の新しい道、それは、もはや人間本性 *die Menschennatur* ではなく 人間本性の作用様態 *die Wirkweise der menschlichen Natur* でした。…すべての生物にとって決定的に重要なことは自己実現を求めて払われる努力です。これは人間にも当てはまります。

そのために規範を先ず発見するというのではいけません。人間は家族共同体の中でこの規範を習得するのです。倫理的意識の成長に伴って人間はこれが義務的であることを洞察するに至りますが、それはそうしてのみ自己実現が可能となり得るからです。自然法にとって決定的なのは、人間の本性ではなく、この作用様態です。何となれば、生物としての人間は、自らの素質の完全な展開と実現とを求め、人間の尊厳に適う現存在を求めるからなのです。(R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S.95.)

\* 子供でさえ有し得る相違するものについての経験があるではないですか。全体は諸部分よりも大きいとか、満杯の瓶と空瓶との区別を行うのです。…そうして子供は「真理」を習得していくのです。同様に、人間は倫理規範によって自分の自由に制約が課せられていることを知らねばなりません。人間はそれに馴染んでいなくてはなりません。直接的な倫理認識は家族の中にある子供に認識されるのです。誰だって完全な人間として扱われようと欲しないではいられません。決して犬のように取り扱われてはならないのです。模範像から原理が形成されるのです。(R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S.96.)

尚最後に、メスナー自然法思想において極めて重要な位置を占めている家族の意義に関連する一文と自然法倫理学の動態に関わる一文を紹介しましょう。極めて重要な文であります。

\* 社会の細胞である家族に即してみても、倫理的自然法則は諸民族、諸文化の最も確実な生命法則であるということが不動であると判明する。(J. Messner, *Die soziale Frage*, 6. Aufl., S.680.)

\* 誤謬を常に少しでも克服しようとする事、即ち、事物の本性に益々接近することこそが、自然法の発展を、延いてはそれぞれの相違する状況を考慮しての倫理的法的意識の常に新しい定式化の発展を促し形成してきた。(J. Messner, *Menschenwürde und*

*Menschenrecht*, S.328.)

ここでは幾つかの命題といますかテーゼと言いましょか、そうした手掛かりとなる文言を一緒に考えてみたいと存じます。

(2) 鎌田茂雄の諸著作には味読すべきフレーズが溢れています。その中から幾つかを掲げてみましょう。

「仏教のお経は、一生の間に何回でもくり返し、読むべきである。……経文を読みとる力は、その人の人生の円熟度と人生に対する真剣さに比例する。真摯に生きんとすればするほど深く読みとることができる。」

(『維摩経講話』(講談社学術文庫)はしがき、13頁)

「われわれは人を見ても、山を見ても、草木を見ても、かならず自分の目、自分に都合のよい目でみるのである。……自分の立場、自分の力量をもって人を見るものである。……自分が観音さんになりきってくれば、如実に観えるようになる。」(『般若心経講話』(講談社学術文庫)59-60頁)

『維摩経講話』「はしがき」の中に埋め込まれている一見何でもないので、僕が施したこのゴシック体強調の一文が意味する内容は深淵広大ではないでしょうか。その昔初めて出会ったとき上掲引用文はそれほどピンと響いて来ませんでした。

それが不思議なものです。随分と時間が隔たっている(飽くまでも僕個人の一生において、という意味ですが)自分なりの真剣な人間としての生活の中で、同一著者の諸著作を繰り返し読むうちに次の引用箇所と繋がったのです。識者から見れば、或いは皆様の目には、何だこれしきの事に今頃気づいたのか、と呆れられるかも知れません。しかし、事実そうなのでして、動かすことはできません。二番目の引用文は、『般若心経講話』(講談社学術文庫)からのものです。

ヨゼフ・ピーパー著『余暇と祝祭』(講談社学術文庫)の訳者稲垣良典の解説も素晴らしい。

「心を開かない者は自分が見たいもの、自分の心を占めているものを見るだけで、本当に「在る」ものを見ない。これに対して、心を開いて本当に「在る」ものを見るとき、われわれの深い願いがかなえられ、人間としての生命の満ちあふれと喜びが経験される。」(116-117頁)

コンテンプラチオ *contemplatio*、この語は通常「観想」と翻訳されています。しかしこの観想が「余暇」の最高形態であると言われると、誰だって面喰うのではないのでしょうか。「観想」の語源であるギリシヤ語の、*theoria*が元来「見ること」を意味しており、「観想」とは、実は「見ること」に徹することであると稲垣先生の解説が続きます。引用文に見られるように、私達の身の回りには、この「ただただ単純に」、つまり「純粹に」、「その在るがままに」見るの



ではなく、却って逆に見ようとする態度・事例には、何と事欠かないことでしょうか。その最たる事例の一つとして、インターネットによる情報収集で多大の恩恵を被っている筈の「検索」機能を挙げておきます。下手をすると、自分の欲しい情報だけ、都合のいい情報だけを掻き集めて、偏った主張の裏付けにしたり、信念の強化に悪用・誤用したりとかし兼ねません。悪い意味での＜尖鋭化＞問題。言い過ぎでしょうか。

プラトン著『ソクラテスの弁明、クリトン』(岩波文庫)の訳者久保勉の解説も実に鋭いと思います。

「人は一般にただ己の分相応のものしか看取り理解するを得ないが故に、誠実ではあるが、しかし平凡にして情熱なくかつ頭のきわめて狭いクセノフォンもまたその畏敬せる師の本質から独り彼自身の性質に親縁あるもののみを了解し得たに止まるであろう。」(118-119 頁)

ここに紹介した久保先生の解説も寸鉄人を刺すものではないでしょうか。上に紹介した解説や寸言はやはり重く受け止めるべきだと痛感しております。取り分け若い頃、短期間とはいえ、論理実証主義の検証理論を振りかざして、「ええい、この検証理論が目に入らぬか、控え、控え、控え居ろう」といった鼻息の青二才でした。それが、言わば自己脱皮していった先駆者カール・ポパー Karl R. Popper の諸著作を通じて私も自己修正を試みました。それでも九州大学法学部の法哲学の水波朗先生の聲咳に接することで、苦難の、しかし喜びに満ちた日々が始まることになります。最初は「この先生は、ちょっと問題があるのでは？」としか考えられないほど、拒絶反応を示す私でしたが、辛抱して1~2か月聴講した頃から、「この先生は存外極めて重要なことを語っておられるのではないかな」と感じ始めました。何か、そのように察知したのです。

今は原本に当たれず若干の訂正の必要があるかも知れませんが、『法哲学講義』(青林書院新社)中の日本の法哲学者紹介に「情熱的に自然法を説く九州大学教授水波朗」というような文言が掲載されていました。先生は敬遠されていたように思われます。実際、水波先生ご自身の発言がそれを示しています。『指月の譬え——学問と人生——』は、先生亡き後、奥様の純子先生が多量の文章(広報誌、新聞、カトリック系雑誌に連載された記事)から選定しパソコン入力し、四男の水波康様の仲介で出版に至ったものだそうでした、なかなか読み応えのある良書だと思います。これに収録された九州大学最終講義草稿「学問と人生」の中に「学界の隠者たらんとす」という節があり(129-132 頁)、上記の敬遠の事情との関連で非常に考えさせられます。要するに、現代日本において、存在と当為を峻別すること、これに由来することとして当為を客観的に認識する道はない、という一般的な考え方が流布しているということです。

以上は拙著『人間と社会』の「おわりに」からの抜粋ですが、人間についての本質を衝いていると思われまふ。こうした認識と我々に自己呈示してくる世界の諸現実のなるべくあるがままの姿の認識とを大前提に、私の自然法理論は展開されて来ている。少なくともそれを志向して今日に及んでいると申し上げたい。もう少し自然法理解に関連して提供された素材にお付き合い頂けますでしょうか。

(3)「宗教と哲学ないし世俗的な諸学問を混同してはならない、それにしても、人間の実存を考える上で、今日でもなお宗教の有する意義は計り知れない。」(山田秀)

世俗の学問に染まった者の目には、カトリック教会の総本山ローマ教皇庁から出されている諸文書、取り分け回勅とかはそもそも端から関心外でしょう。しかし、人間の尊厳と権利とが政治経済や社会秩序の合意などには左右されない根本規範であることを逸早く、少なくとも 1948 年の世界人権宣言に半世紀先立って回勅 RN(=Rerum novarum)が 1891 年に宣言していました。更にそこに内包されていた原理は 1931 年に回勅 QA(=Quadragesimo anno)において補完性原理(principium subsidiaritatis)として正式登場しているのです。カトリック世界では周知ですが、我が国でも幸いなことに早い時期から経済社会学会会員の間で常識化している原理です。

ここで私は倫理学の徳目史において「謙遜」という徳目が新たに誕生した(創り出された)という今道友信先生の注目すべき見解をご紹介します。それは『新約聖書』において確認される「タペイノプロシューネー」という語で、字義通りには「乞食の心構え」なのだそうです。

「乞食は、……十円だろうと一円だろうと、何でもいただくというのではなくて、せっぱつまった本当の乞食ではない。ですから、神様がくださるものは、試練ならもらわない、幸運なら手を出すというのでは、本当の神の子ではないのであって、乞食のように手を出して、神が与えてくださるものは、どんなものでも恵みだと思って受けとる心、それが「心の貧しき者は幸いである」ということの本当の意味です。(今道友信『エコエティカ』101 頁)」(拙著 449-450 頁)

人間誰しも出来れば楽をしたい。辛い思いはしたくない。これは嘘偽りのないすべての人の願いでしょう。しかし、世の中には、そして自分自身の上にも、解決の出口が殆ど何も見えないような事態、事案、問題が生じるものではないでしょうか。今道先生の著作は随分沢山読んできました。消化できたかどうかはさておき、その著作の中で余人が考えもしないような独創的な提言や新説公表が確認できます。上述の引用文はそのうちの一つ。しかも忘れようとしても忘れられない重い教えです。これだけとは言いませんが、不器用な僕に

与えられる荷が勝ちすぎると思わない訳に行かない仕事を与えられたときなど、僕は慎んでそれを受諾し、力量不足ではあっても自分の力の及ぶ限りその仕事に向き合うという姿勢を貫いて来ました。少なくとも「姿勢」を貫き通したと勘違いかも知れませんが、思っています。そうした下地があったからでしょう、葛生さんや長倉久子さんの人生への真摯な向き合い方に直ちに深い感銘を受けました。誰だってそうでしょう。蒔苗さんには、僕が南山大学に就職して間もない頃から、特に著作権法に関するプロジェクト研究を始めたとき、無私の精神から全面的にご協力いただきました。それも通常の協力とは桁違いの協力だったのです。

何がこうした優れた人たちをそうさせるのでしょうか？——それは、もちろん断言はできませんよ、断言断定はできないにせよ、彼らは皆、信仰心のとても篤い方々であることは間違いありません。信仰心が篤いとはどういうことなのでしょう？——それは、とても簡単に言い表すことなど出来ないでしょうけれども、「へりくだり」「謙遜」の人であるということと本質的な繋がりがあるように思われます。何故無条件的に謙遜になれるのか？——それは、円環論法めいてはいますが、やはり信仰心のなせる業でしょう。絶対神が、愛にあふれる神がおわしまし、その神に帰依するからではないでしょうか。

(4)「哲学の主要課題は、苦悩がなくされ得るか否かではなく、苦悩はどんな意味を有するのかを考えることである」とメスナーは教示しています。

一人一人の人間にとって最重要な課題である幸福は、先ずこれを「人間本性に適合した徳」と結びつけて理解するか、それとも「感覚的快樂」にその本質を見るかによって(尤もこれには身体的快樂のみならず精神的快樂も含まれますが)、人間及び社会の理解が、そして人生の設計図までもが全く異なってきます。『人間と社会』の第1章では人間を「創造的存在」と見るメスナーの幸福論を忠実に迎っていますが、とりわけ考えさせられるのが「苦悩・苦痛」(Leiden, sufferings)といった誰もが経験することにメスナーが重要な意味づけをしている点でした。苦悩、苦痛、失敗を経験して、それを潜り抜けて人は成長するのではないか。人間における真に偉大なことは苦悩なしに達成されはしない。衝撃的ではないでしょうか。快樂主義や功利主義では苦悩は除去されるべき否定的なものでしかあり得ません。しかし、それは我々を突然襲うかも知れないのです。「高齢化・老い」の問題も避けられないことですし、否応なしにやがては死が訪れます。人間にとって、しかも「創造的存在」としての人間にとってそれらはどのように捉えらるのでしょうか。

人生は矛盾に満ちているのでしょうか？ そうも見えます。  
「人間というものは矛盾を平気でおかす。人は神と悪魔の分有というが、現

に生きている人間は、仏になる可能性と衆生のままで永遠に苦悩の泥沼の中に沈んで生きる可能性の両面をもっているのだ。

仏教は現に汚濁(おじよく)[日常語としては「おだく」と読む]と煩悩の真只中に生きている現実の人間の心を問題とする。救いがたい衆生を問題とする。煩悩の真只中に生きている衆生であっても、その中には清らかな仏になる可能性をもっているのだと説く。

仏教は生きる意味とか、何故にこのようにつまらぬ世の中であえて生きねばならぬのか、というようなことを考える人に、何らかの答えを与えてくれる。人生問題について考えることのない人には、この『維摩経講話』は無縁となる。しかし生きることの意味、生きることの苦しさを痛切に感じている人にとっては、この『維摩経講話』は何らかの意味において役立つかもしれない。」(鎌田茂雄『維摩経講話』17-18頁)

鎌田先生の書籍は、西洋文明文化の中心を形作っているキリスト教と比較して人生問題を考えるときに、よいガイドブックとなるでしょう。

(5) 次に提示するテーゼは、余りにも当たり前ことでありながら、最近ではその相対性を強調して過小評価されかねないものかも知れません。早速吟味してみましょう。

社会的かつ個人的存在としての人間(人間の社会的・個人的本性)こそ、伝統的自然法思想の出発点。

家族という社会集団を形成した高等動物をヒトという。言い換えると、人間は、家族をもったヒトである。

人類の最近類であるサルだけは、爬虫類が、それ故に又他の哺乳類動物が侵攻できなかった森林の樹上に進出していった。「サル＝哺乳類離れをした動物」と定式化できる。この性質が人間誕生の謎を解き明かす鍵であると河合雅雄博士は考えておられます(詳細は、『河合雅雄著作集』3, 5, 6, 7巻をご参照下さい)。

メスナーは、その主著において次のように表明しています。

「家族の有する目的には三つがあり、日常生活に必要な肉体的・精神的諸財を家族成員に提供すること、子供を養育すること、社会の細胞となること、この三つである。」

人間は家族関係の中でこそ、隣人愛であるとか正義の諸徳の中でも最基本的なものを具体的・全体的に学んで成長していくものです。「人間の最も人間らしい、そして貴い生存様式は、単なる利害打算、或いは互

酬性では片付けられない、人格的な交わりにおいて遂行されるものである。」そして、その典型は家族であります。

メスナーは家族の独特の存在理由を説きます。それに対して、わが国では何故家族が重要なのか真剣に考えるというよりは、寧ろ家族の重圧を撥ね除けることの方を良しとして、家族を軽視する向きが見られます。個人優先の一つの発現形態ではありましよう。しかし、人類を人類たらしめる「家族」の重要性自体は、実はこの間少しも変わらないのではないかと、というのがメスナー自然法論を研究してきた私の率直な感想です。歴史的に見ても人類学的に見ても、ましてや存在論的に見ても、上述メスナーの引用文は十分尊重されなければならないと考えますが、如何でしょうか。

人間の社会的かつ個人的本性に交流と協同(Kommunikation und Kooperation)が関わっている。

交流と協同。これは、我々人間の生存状況において極めて重要な、それこそ死活にかかわるといふ意味でも重要な(lebenswichtig)事実であると思います。このことを正当に視野に組み込んだ人間的社會構想を練ることが重要であると思います。それこそが個人主義(個体主義)と全体主義の間の人間的社會の構想にとつての重要な前提になるのではないのでしょうか。

そこから次のテーゼ——「教育の問題は、人間の教育、即ち社会的でもあり且つ個人的でもある人格としての人間のこの世での成長に関わる人間的な行為(個人的・集团的・制度的諸次元を含む)の問題として考察し実践しなければならないであろう。自然法論の立場からは、人格性原理、共同善原理、補完性原理などの根柢的な考察に常に立ち返り反省しながらということになる。」——が、それこそ自然に導出されるように思われます。(6)最後にメスナーの著作中から愛の諸形態について言及している印象的な箇所をご紹介します。

「人間は自由に神を愛することができる。この愛する自由が最も完全に表され得るのは苦悩においてである。何となれば、フランチェスコが示唆するように、他の愛の諸形態はすべて贈られた者の愛であり、苦悩において示される愛は自由に贈る者の愛だからである。」(J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.161)

2500年間も通用しているソクラテスのメッセージ、即ち、「ただ生きること」ではなく「善く生きること」が大切であるというメッセージは、今日でこそよいよその重みを増して我々一人一人に人間的課題を突き付けて来るので

はないでしょうか。

此処では他にも言及したい論題はありますが——例えば自然法論の立場から見るならば教育とは畢竟「自己教育」(♫)であるとか、「一期一会」の有し得る無限の意味(♫) (♫)であるとか——、与えられた時間の枠内ではお話しできなさそうなので、それに備えるという意味でご参考までに書き留めておきます。なお自然法に就いての概念解説のやぼな類は割愛いたしました[第二部 3. (1)参照]。

#### 4. 近著『人間と社会』の解題

経済社会学会の全国大会当日(10月11日)のラウンドテーブルでは語れなかったこととして何気ない出会いがあり、その殆どを気づかぬまま通り過ぎてきていると思いますが、それにしてもちよつとした出会いから拙著『人間と社会』のほとんどすべてが生まれたのですから、自分としてはこれは何かある、としか考えられません。次に拙著の各章についてごく簡単に説明いたします。

第1章は、経済社会学会の企画「幸福の経済社会学」の話題提供者として何か話すようにとの依頼があり、急遽纏めたものです。

第2章は、中学時代に知った國広正雄先生がハワイ大学で文化人類学を学ばれていた、ただそれだけが機縁となつて、文化人類学と自然人類学の分野を少し齧りました。それが何とメスナー自然法論と相性がいいのです！社会学者に目を向けても重厚な学風を有する方々はやはり違うな！と感じました。

第3章は三島先生への献呈論文として準備しました。先生ご自身がやはり普通の日本の法哲学者とはまるで地平が違う訳です。滝沢克己先生とかの超難解なお仕事にも強い関心を持ち続けての偉業でしたから、他の法思想史とは比較するのが最初から無意味といつていいほどです。

第4章は社会倫理研究所の紀要『社会と倫理』に投稿したものです。当時は研究所内では当たり前のように(僕の目にはちよつと安直に)社会諸原理が語られるという状況でした。それで(もともとは)そういうことへの無言の問題提起として書いたものでした。(尤も、きっかけとその客観的社会的意味とはきっちり区別しなければなりません)

第5章も執筆を促した事情がありました。或る研究会の席で教皇様の回勅が(研究?)報告されました。それに接して「啞然」。自分勝手な読みをしているとしか考えられない。それで、本当のところその回勅は何を語ってい

るのか、その確認作業が先決だろう、と考えました。さび付いていたラテン語もその頃ほんの少しだけではありますが活性化したように記憶しています。

第6章は、孟子の思想を伝統的自然法論の独自の立場からかなり大胆に掘り下げて探求し得たのではないかと思います。

本文の最終章の第7章に林竹二論を配置しました。それは本章が教育哲学を説いているからです。教育の重要性は、夙にアリストテレスが説いていると一般的に理解され知られているようですが、我が恩師水波朗先生が「プラトンにおける法律・ロゴス・正義——黄金の思慮による導き——」において見事なまでに教育の本質的に重要な意味に論及しています。

### (:) 教育とは畢竟「自己教育」

『人間と社会』第7章において、教育哲学者でありソクラテス教徒でありキリスト教徒であった林竹二先生の偉大という外ない足跡を幾つかのテーマとフェーズに即して論じました。

心に染み入る事例が多々ある中、復員軍人の再教育のための講習会での開講の辞は示唆的です。戦時中の軍の教育は「目的を常に他から与えられた教育」であると林先生は指摘される。それが、軍服を脱いだ瞬間に「諸君の生活は諸君自身で生活目的を探して生きてゆくことを命ずるものに変化した」と続きます。これは何も敗戦直後の我が国の話に限らないのではないかと思います。どうでしょうか？現在もその傾向は確かに見られるでしょう。

「大学というところは、学問をするところである。そして、学問をするということは、疑問を疑問のままにながい間持ちつづける力を養うことから始められなくてはならない。」

林先生は、授業を「子どもの中に一つの事件をひきおこす営み」であるとか、「教師と子どもが、いっしょになって一つの問題を追求する場」であると表現するのですが、その意味するところは極めて深いと思います。

「生命への畏敬だけが教育を可能にする」という一度でも触れたならば決して忘れることのできないフレーズを提示して、教育の本質に肉薄し、それによって教育荒廃への告発を継続されました。「人材」養成こそが教育の本旨であるなどと嘯く現代の機械的教育観を否として、林先生は、子供(或いは生徒)の中に埋蔵されている宝を掘り出すことに教育の本質的課題を見出すのです。その認識は更に深まっていきました。主人公は学ぶ者であり、成長する者であり、自己研鑽する者です。教育

はそれにプラスするように関わっていく行為(活動)です。

最後に、林先生ご自身が教育の原点に言及されている箇所を引用いたします。

「私は、介助というものは教師がわきについていることによって子どもの中に動こうという意志が生まれてくる。そして、動く上にちょっとした支えを出してやる、そういうことが介助だと思っておりますけれども、そういう介助に教育の原点があるのではないかと思うわけです。」



## おわりに

以上、導入のご挨拶をした後、第一部で私の誕生から今日までの半生を振り返ってみることによって、特筆すべきとまでは言わないにせよ、幾つかな特徴的な出来事などを思い起こし、自分自身でも再認識するところがありました。それにしても、失敗であるとかちよつとした機縁であるとか、そうした様々な事柄が複雑に絡み合って、少し上品に表現しますとプラスの方向に競合してその後の私の人間的な成長を支えて促進して来てくれているのではないかと、恥ずかしながら、思うことがあります。そして、そのような思いを以前にも増して最近ではしばしば抱きます。

第二部では研究・教育に従事するトミストとしての見解を、通常予想される体系的でややもすれば演繹的形式的格式ばった説明に終始するのが落ちかも知れませんが、それを敢えて避けて、幾つかなテーゼを掲げてそれぞれについて肩肘張らずに考察する方針を採用してみました。成功したかどうかは皆様のご判断に委ねることに致しまして、甚だ不十分でお聞き苦しいところがあったことと懸念されますが、実像になるべく沿うようにと、これだけを心掛けて披露致しました。

時間的には自分の人生の半分以上を既に歩んで参ったのですが(ああ、参った参った!)、その間いろいろな場面で多くの方々に、そして社会組織も含めて気づかないうちに、無限の恩恵を頂戴しております。それこそ文字通り「恩知らず」でおる訳です。その最たるものは、このように私を私として人間的な生命を享受することを認められた存在者としてこの世に登場せしめ私なりの人生の歩みを可能とされた方と言いますか、神様とお呼びしてもいいのですが、とにかく造物主に感謝の念を抱いております。それはどう考えても一方的な無限の贈りものであるとしか表現できないのでありますから。

### (\*) (☆) 「一期一会」の有し得る無限の意味

「一期一会」の有しうる意味。これは「偶然を大切にすると」言い換えてもよいと思います。

『人間と社会』の中で割と臆することなく書き記していることですが、多方面の研究分野に出会う重要な契機となったとか(例えば、早川東三先生の「TV やさしいドイツ語」がそもそものきっかけとなり、平尾浩三先生の「ラジオドイツ語入門」、安田一郎先生の「続基礎英語」、そして國広正雄先生の「TV 英語会話中級」を視聴するようになり、國広先生の専攻が文化人類学であったというただそれだけの理由で人類学に出会うとか、メスナー自然法論の最根柢に *Gewissenslehre* があり、これは「良心」論としか訳しようがないところではありますが、「良心」という語の出典が『孟子』であったところから、それを読み始めるとか)、書店で呼び寄せられるようにその書物の前に歩み進めて手に取ったのが林竹二先生の『教育亡国』で、その後は林教育哲学に感化されていくとか、そういった経験があり、しかもそれらが現在の私にとって掛け替えのないものとなっている訳であります。言い換えますと、偶然の出来事、これを偶然に終わらせなかったことが現在の私を形成している。つまり、私なりに生きてきた人生を振り返るに、成程サンプル数としては余りにも貧しくはありませんけれども、それでも矢張り偶然の出来事・経験の先には大きな可能性すら横たわっていると言えるのではないのでしょうか。更に踏み込んで言いますと、偶然を偶然で終わらせないことで、自分の可能な選択肢がより豊かになると考えられるのではないのでしょうか。

そしてこの場を借りて申し訳ないことではありますが、否この場であればこそですね、人間的に身近な大切な人に向かって明言したい。大切に大好きな妻の実香、そして可愛くて可愛くてたまらない子供たちに向かって、嫁いできてくれて本当に有り難う、実香との愛の結晶として僕らを選んで生まれてきてくれて本当に有り難う。そしてこんな素敵な妻実香と無限の可能性を秘めた可愛い子供たちを授けて下さった神様に心の底から感謝の念を捧げます。私の人生においてこれ以上のご褒美はありません。

私の拙いお話を最後までご清聴下さり、まことに有り難うございました。



2021年1月26日 発行

「知の技法の伝承」シリーズ⑩

「自然法と私—我が半生を反省する—」

発行 熊本大学大学院社会文化科学教育部

印刷 ホープ印刷株式会社